事業主の皆様へ(雇用保険用)

令和2年度 労働保険 年度更新 中告書の書き方

提出は金融機関・郵便局又は管轄の都道府県労働局へ

申告・納付は6月1日(月)から8月31日(月)までに

※申告・納付期日最終日である8月31日(月)は、金融機関窓口・労働局において大変混雑することが予想されますので、お早めに申告・納付ください。

⚠ 5月中の受付はできません。

!このような場合でも、申告書の提出は必要です

- ・既に廃業している又は労働者を雇用していないため、保険関係を廃止する場合。 (P.19を参照ください。)
- ・現在は労働者を雇用していないが、今後、雇用する見込みがある場合。 (P.18を参照ください。)
 - ※期日までに申告書の提出がない場合は、政府が保険料・一般拠出金の額を決定し、 さらに追徴金を課す場合がありますので、必ず申告してください。

<便利な申告・納付方法のご案内>

- ○口座振替による納付納付窓口に行かなくても、納付が可能です。(詳しくは、裏表紙を参照ください。)
- ○電子申請による申告・電子納付 24時間どこでも申告・納付が可能です。 (詳しくは、P.3を参照ください。)

申告書のご提出後、記載内容について、厚生労働省が委託した民間業者より照会 させていただく場合があります。